

江戸町奉行列伝

小林明



激務と
ストレスで
在職中の死亡率
18.9%!

“町奉行”を知らずして“江戸”は語れない。
江戸の街を約260年間守り続けた町奉行から見てくる、
もうひとつの「江戸時代」

江戸町奉行列伝

小林明

星海社

392



J R山手線有楽町駅で下車し、中央口改札を出ると、広場に「南町奉行所跡」の碑が立っている。隣にある石積みは平成十七年(二〇〇五)、駅の周辺を再開発する際に出土した南町奉行所の下水溝石組の一部を、モニュメントとして再利用したものだ。

案内板には、「大岡越前守御屋敷」と記された木札も発見されたとある。

大岡越前守の本名は、大岡忠相おおおかただすけという。約二十年にわたって南町奉行を務めた。江戸の町奉行の公邸は奉行所のなかにあった。忠相は有楽町の地に長年住んでいたわけだ。

「遠山の金さん」で知られる遠山景元とこやまかげもとも、弘化二年(一八四五)から南町奉行の座にあり、ここで暮らしていた。

その景元は天保十一年(一八四〇)から四年間、北町奉行も拝命はいめいしていた。J R東京駅日本橋口を出てすぐの場所にある、丸の内トラストタワー「N館」の植え込みに、北町奉行所跡の碑がある。南町奉行所からは約1.3 km。二つの奉行所の碑は、徒歩二十分ほどの距離にあるので、徒歩でめぐることができる。

徳川幕府が日本を統治していた約二百六十年間、江戸の行政・治安維持・訴訟は、この南北の両奉行所と、元禄十五年（一七〇二）から享保四年（一七一九）まで存続していた中町奉行所が分担していた。

一七世紀中頃から始まった急激な人口増により、江戸は享保期（一七二六～一七三六）には百万人が暮らす巨大都市だったといわれる。地方から人が集住する「一局集中」は江戸時代から始まっており、人々は殺人・強盗といった凶悪犯罪から、喧嘩や金銭の貸し借り、土地の境界をめぐる争い、養子縁組にまつわる揉め事、捨て子、男女の密通（不倫）、非合法の売春まで、ありとあらゆるトラブルを起こした。

それらへの対処が、町奉行の肩にかかっていた。途方もない重責だった。

町奉行だけではとても解決できず、有能な与力^{よりき}たちが補佐した。なかには与力に任せきりだったという奉行もいたらしい。しかし「名奉行」と謳^{うた}われ、町人から愛された人物も少なかったわけではない。大岡と遠山の二人はその代表格である。

一方、キャリア全体を見渡すとそれほど目立った功績はないものの、名のある盗賊を捕縛^{ぼく}したことによって名を残した、あるいは名奉行とは反対に悪名高かった、さらに罪人と

して遠島^{えんとう}・他藩預かりに処されたり、幕末の動乱の憂き目を見たりして、悲劇的な最期を迎えた——そんな町奉行もいる。

こうした、あまり知られていない存在も歴史の一部といえるが、彼らの出自は？ どう生きたのか？ に思いを馳せる人たちは少ない。

いや、大岡や遠山ら著名な奉行でさえ、歌舞伎や時代劇を通じて“創作”された虚像が一人歩きし、実像はぼんやりと霞んでしまっている。

本書は歴代町奉行から二十三名を選び出し、さらに火付盗賊^{ひつけとうぞく}改方^{あらためかた}（以下、火盜改）として名高い長谷川平蔵^{はせがわへいぞう}を加えた計二十四名の素顔に、迫ろうと試みた一冊だ。大任を一身に背負った彼らの本当の姿に接してみたい、という思いからスタートしている。

拙い江戸文化風俗研究家ゆえにどこまで実態に近づけたか甚だ疑問だが、「こんなお奉行様もいたのか」と興味を持っていただけたら幸いだ。

なお江戸・明治時代の資料や書籍に掲載されていた文を紹介する場合、現代語風に著者がアレンジしたケースがあることをお断りしておく。

はじめに 3

第一章 町奉行とは何者なのか？ 職務・収入・奉行所の組織編成、与力・同心の配下まで 11

第二章 大岡忠相と遠山景元 時代劇でお馴染み！江戸のヒーローの虚実 29

大岡忠相 八代将軍・吉宗から信任を得て辣腕を振るう 30

遠山景元 本当に「桜吹雪」の入れ墨を彫ったお奉行様だったのか？ 46

幕府黎明期から泰平の時代 それぞれの時代を代表する十七人の町奉行 61

板倉勝重 江戸初期の伝説の名奉行で裁きの名人と謳われた 62

加々爪忠澄 南と北の奉行所が月番で訴訟を担当する制度を確立 70

神尾元勝 由井正雪の乱の鎮圧に貢献した南町奉行 77

石谷貞清 幕府創成期の戦乱と武断政治を生き抜く 85

渡辺綱貞 八丈島へ遠島となり非業の死をとげた「槍の守綱」の孫 93

甲斐庄正親 地味な存在だが実直な性格を物語る逸話には事欠かない 98

坪内定鑑 南町・中町奉行を歴任した地道な官僚 104

能勢頼一 大岡忠相とともに八代将軍・吉宗の改革を補佐・推進 112

曲淵景漸 NHK大河ドラマで悪役に描かれてしまった男の「栄光と挫折」 119

初鹿野信興 蔦屋重三郎の「財産の半分」を没収 129

池田長恵 長谷川平蔵と同年代の南町奉行、その人間くさい魅力 136

小田切直年 「なるべく刑は軽く」、だが凶悪犯には厳格に獄門言い渡し 144

根岸鎮衛 六十二歳で南町奉行に就任した遅咲きの名奉行 152

榊原忠之 鼠小僧次郎吉を尋問したことで歴史に名を残す 160

筒井政憲 学者肌の秀才奉行の生涯に垣間見える光と影 166

矢部定謙 在任期間わずか八カ月で罪人に堕ちて他藩預かり 173

鳥居耀蔵 「妖怪」と恐れられた密告のプロフェッショナル 180

第四章

幕末の町奉行 奉行所の歴史に幕を引いた四人 189

池田頼方 安政の大獄で尊皇攘夷派の前に立ちはだかる 190

佐々木頭発 大老・井伊直弼の安政の大獄に異を唱えた男 196

佐久間信義 奉行所の幕引きを自分の手で行なおうとした徳川の忠臣 201

石川利政 江戸城無血開城の四カ月後に「誇死」 204

第五章

長谷川平蔵と火付盗賊改方

「鬼平」の実像と著名な火盗改たち

209

おわりに

226

参考文献一覧

228

第一章

町奉行とは何者なのか？

職務・収入・奉行所の組織編成、与力・同心の配下まで

江戸時代は行政・警察・司法が奉行所に一本化されていた

江戸の町奉行とは何者なのか？——と問われたら、ひと口に言えば今の東京都知事・警視庁長官・東京地裁および家庭裁判所の裁判長を兼ねた人物——と、研究者の多くは答えるだろう。

現代の東京は行政・警察・司法が分かれているが、江戸時代は町奉行に一本化されており、その奉行の執務所兼公邸が奉行所だった。

また、町奉行は最高裁判所に相当する「評定所」の一員だった。

評定所は寺社奉行・町奉行・勘定奉行の三奉行が合議し、重大事件や複雑な訴訟を裁いた機関だが、成立時期については諸説あって、はっきりしない。明治時代に編纂された百科事典『古事類苑』は寛永八年（一六三一）に評定所制度が確立されていたと記しているが、公の機関として正式に発足したのはもう少しあとで、寛永十二年（一六三五）という説が有力視されている。

この年、天皇の名代である勅使などが、將軍への年頭挨拶で江戸に下向した際の宿泊所・武家伝奏屋敷が完成しており、ここで行なわれた寄合（会合）を評定の第一号と見る意見が多い。

警察機構としての奉行所の印象は、時代劇で与力や同心といった男たちが下手人（犯人）と渡り合い、チャンバラする場面に凝縮されている。実際、彼らが奉行所に属していた治安維持部隊、つまり警察官だ。

一方、下手人に刑を言い渡す奉行所のトップ・町奉行は裁判官であると同時に、行政・治安維持の最高責任者でもあった。

「大岡越前」「遠山の金さん」は、実在した裁判官である。そして、被告たちが正座し、判決を申し渡される法廷が「お白洲」。白い砂利や小石が敷き詰められていたことから、こう呼ばれた。

ただし、町奉行はドラマのように捜査・捕物に参加することは、ほとんどなかったといつて良い。

江戸の町奉行は勘定奉行や、京都・大坂・駿府（静岡県・長崎など、地方都市の遠国奉行を経験した者がのぼり詰める地位である。前述した通り江戸幕府の最高裁判所に相当する評定所の一員でもあり、最高位の高級官僚だ。

そんな要職にいる人物が、江戸市中で抜刀して自ら悪党どもと戦うなど、実際にはあり得ない。時代劇における町奉行の勇敢な姿は、あくまでドラマの上での脚色に過ぎないの

である。

北町奉行所と南町奉行所

江戸の奉行所の歴史は古く、天正十八年（一五九〇）に徳川家康が領地を江戸に移した翌年には早くも開設され、その後、四代家綱が將軍だった明暦年間（一六五五〜一六五八）までにもう一カ所が増え、計二つになった。これが北町奉行所と南町奉行所である。

元禄十五年（一七〇二）には、鍛冶橋（中央区八重洲および千代田区丸の内付近）に中町奉行所が設置され、三奉行所制になった。だが享保四年（一七一九）、中町はわずか十七年で廃止となり、以降は二奉行所制だった。

二つの奉行所は移転を重ねながら文化三年（一八〇六）、呉服橋御門付近（千代田区丸の内一丁目）に北町、数寄屋橋御門付近（同有楽町二丁目）に南町が定着し、明治維新後に廃止されるまで存続した。

なお、北と南はあくまで立地していた位置関係を示しているに過ぎず、江戸を南北に分け、それぞれを管轄していたという意味ではない。実際、南北の奉行所は月番制で江戸全体を担当していた。例えば四月に北町奉行所が訴訟を受け付けた場合、五月は受け付け窓

口を閉めて審理に集中し、代わりに訴訟受け付けは南町奉行所が担当する、というわけである。

こうしたシステムを採用したのは、訴訟の数が膨大だったからである。

民事訴訟の出入筋、刑事訴訟の吟味筋

江戸時代の法典は、寛保二年（一七四二）に八代將軍・吉宗の命で編纂された「公事方御定書」が知られている。上下二巻からなり、上巻は刑法などの基本法令、下巻は旧来の判例を条文化していた。下巻は別名『御定書百箇条』ともいい、当時は門外不出の秘密法典だった。

現在では詳細な研究が進み、「捨て子」「密通」「窃盗」「放火」「殺人」「傷害」「売春」「幼年者の刑事責任」などに対して、それぞれ刑罰の規定が明らかになっている。そして、その法典と照合すると、訴訟には「出入筋」と「吟味筋」の二つがあったこともわかっている。

前者は原告が訴状を提出し、奉行所が原告と被告を呼んで意見を聞く、いわば民事と位置づけられる訴訟で、貸したカネを返してもらえないといった金銭トラブルや、密通など

が主なものだった。

出入筋には、「公事宿^{くじやど}」と呼ばれる宿泊施設も常備されていた。地方から江戸へ裁判しに来た者たちのための専用宿屋である。現在もそうだが裁判（公事）は手続きが複雑で、一般の人が一人で進めるのは困難だ。そのため江戸時代は、専門知識を持つ公事宿がサポートしたのである。

裁判は何カ月もの長期間にわたるケースが多い。公事宿は宿泊場所を提供するに留まらず、訴訟に必要な書類作成を代行したり、奉行所からの呼び出しの連絡を取り次いだりした。ときには和解（示談）の進め方を指南することもあった。馬喰町^{ばくろちやう}（中央区日本橋馬喰町）に集中し、江戸土産を扱う近辺の商店などと相まって、盛況だったという。

一方、吟味筋は訴状がなくても奉行所が捜査して犯人を捕縛し、自白させて、裁判にかける刑事訴訟だ。吟味筋であっても、傷害などの軽犯罪は出入筋として取り扱う場合もあった。

問題は出入筋の数が膨大だったことである。例えば享保三年（二七一八）、中町を加えて奉行所が三つあった時代、年間件数が約四万七千七百三十件（詳細は105ページ）に及んだという記録がある。しかも翌年には中町を廃止したため、南北を月番制にして二つに分けて

処理しなければ、とても対応しきれなかった。

効率的・合理的に審理を進めるシステムを構築

月番制に加え、出入筋は私人同士の紛争なのだから、「民」のもめ事は「民」に委ねる——つまり、幕府は民事訴訟自体を減らす方向へと、舵を切った。これによって、民事は町方の自治に委ねられていく。

そこでキーパーソンとなったのが、町の有力者である「町年寄」と「名主」である。

町年寄は町人の代表として江戸に三つの家があり、世襲制だった。配下に名主を置き、奉行所と町人のつなぎ役となっていた。

部下の名主は二百人以上おり、こちらも世襲。それぞれが五〜十町ほど管轄していたという。この名主が「民」のトラブルの実質的な調停を担うようになった。

奉行所より身近な存在の町の「顔役」が乗り出してきた以上、大半の「民」はその判断に従わざるを得なかった。そして、名主では解決できない難題、例えば原告と被告が離れた場所に住んでいて話し合いに時間を要し、公事宿が介入せざるを得ない、あるいはお互いどうしても譲れない場合などに限り、奉行所が審理するようになった。

こうして、奉行所が出入筋を裁くケースはめっきり減少した。

また刑事事件でも、中追放ちゅうついほう以下の刑は奉行所に専決が許されるなど、審理の簡素化が進んだ。これを「手限吟味てぎり」といい、いちいち評定所の指図を得ずとも奉行所単独で判決を下すことができた。

手限をスムーズに進めるため、奉行所の事務方に過去の判例に精通した例操方れいくりかたという人材も配置し、スピード化もはかった。

中追放とは重追放と軽追放の間にある刑罰で、犯罪者を江戸から十里（約40km）四方外に追い出すというものだ。また、武蔵国むさしのくに（東京・埼玉・神奈川の一部）、山城国やましろのくに（京都）、摂津・和泉いずみ（大阪と兵庫の一部）、大和やまと（奈良）、さらに東海道沿道など、主要な地にも近寄ることを禁じた。

半面、重大犯罪で遠島（島流し）や死罪しざいなど、手限を超えた判決を下す場合は、老中の決裁をおおぐ必要があるなど、厳密だった。

そうした仕組みの中心にいたのが、つねに町奉行だった。

江戸時代は一審制である。ごくまれに町奉行が交代した際、審理をやり直すこともあったが、一度下した判決を被告は控訴こうそできなかつた。奉行所の裁きは、それだけ慎重に下す

必要があったのである。

激務の町奉行は任期が短い

次に、奉行所に従事する町奉行・与力・同心といった役職の人々が、どのような武士だったか、また刑事事件の捜査と取り調べ方法などについて解説しよう。

まず、奉行所の組織について。

奉行所は幕府の最高職・老中ろうじゅうの支配下にあった。老中は二万五〇〇〇石以上の親藩・譜代だい大名、すなわち初代將軍・家康の時代から徳川に仕えていた名門から選ばれた。したがって「松平」はじめ「阿部」「本多」「大久保」「土井」「酒井」など、時代劇ではお馴染みの名字が並ぶ。

老中の下で江戸市政の安定、刑事事件の捜査と裁判、裁判で決した刑罰の執行を担ったのが、町奉行である。將軍に直接拜謁じきしんできる幕府直臣はたもとの旗本から選ばれた。

旗本は一〇〇〇石以上、五〇〇石以上、一〇〇石以上など収入に格差があったが、町奉行に抜擢はってきされると、三〇〇〇石に昇給した。幕末までの町奉行のうち、そもその家禄かろくが三〇〇〇石を超えていた者は、二割にも満たなかったという。例えば名奉行と謳われた大

岡越前守は本名を大岡忠相というが、彼はそもそも一九〇〇石の旗本の家の養子であり、町奉行に就任して三〇〇〇石を賜っている。

「金さん」こと遠山景元は五〇〇石だったが、町奉行に就任と同時に三〇〇〇石となった。家禄が低くても有能であれば抜擢され、三〇〇〇石の収入が保証されたわけである。

三〇〇〇石といってもピンとこないだろうが、ここでは切りの良いところで一石 \parallel 十万円とする。そうすると \times 三〇〇〇〇 \parallel 三億円。これが町奉行のおおよその年収（額面）と思ってもらえれば、わかりやすい。

江戸城における詰間（つめま控え室）は芙蓉（ふよう）の間で、ここは寺社奉行・勘定奉行・遠国奉行・大目付などの重職の者が座していた。

任期は定まっていなかったが、近世史の歴史学者・山本博文氏によると一々数年。約二十年を勤めあげた大岡忠相は、格段に有能だったからこそ長く奉行の座にあった例外といえる。

職住一体の大変な激務

任期が概して短かったのには、理由がある。

町奉行の公邸は奉行所の奥にあった。南町奉行所を例に間取りを解説すると――。

奉行所自体の敷地（町奉行の公邸を除く）は約六百五十五坪（約2165平方メートル）。正門は朝開き、夜閉じたが、脇に小門が二つあり、一つは夜間も開けっぱなしだった。緊急の案件に対応するためだ。

もう一つの小門は、奉行所内にある溜預け（囚人の収容所）と仮牢（被疑者や牢屋から呼び出した囚人を収容した仮留置場）につながっていて、公事（訴訟）に出席する人たちの控え室が奥に続いていた。

罪人やら原告やらがつねに隣り合わせの非日常空間の最深部に、町奉行の公邸（役宅）はあった。入り口付近と役宅の間に、与力や同心が詰めて執務する役所があったとはいえ、ストレスが溜まったのはまちがいない。

さらに毎日巳の刻（午前九〜十一時頃）には江戸城に登城して老中らと会合を持ち、午後は八つ刻（午後二〜四時頃）に奉行所に戻り、お白洲で判決を言い渡すという、あわただしい日々だった。

月番の担当月の六・十八・二十七日には、囚人を統括する牢屋



『徳川幕府刑事図譜』に描かれたお白洲。中央奥に座しているのが町奉行だ。
国立国会図書館所蔵

奉行と前述の町年寄、与力を参集して会合を持った。奉行所関連組織の全体会議とでもいおうか。

非番の月は訴訟の処理に専念する。奉行所の門が閉じられていたからといって、町奉行が休日を取っていたわけではない。

職住一体の大変な激務であり、神経もすり減らしただろう。実際、町奉行在職中に十六人が死去しており、その死亡率は十八・九％。うち八人が就任後三年以内だったそう。

ちなみに勘定奉行の在職中死亡率は十三・七％、寺社奉行は七・七％。町奉行の死亡率の高さは明らかだ。だからといって労災などは適用されない。江戸時代に労災などという概念は、そもそもない。

与力は捜査・裁判の実務部隊

トップが頻繁に代わるため、部下には実力者を配置する必要があった。これが与力である。

与力は引退すると、子が新規で召し抱えられたので、実質的には世襲に近い。現代では世襲は何かと批判の対象となるが、与力である父を幼少時から見て育った若き武士であり、

覚悟と責任感は強かったという。

身分は御家人で、石高は平均して二〇〇石（天保期／一八三〇～一八四四の記録による）。人数は時代によつて異なるが、享保期（一七二六～一七三六）からは南・北の奉行所に各二十五騎（人）が配置されていた。

与力の職務は、細かく分かれていた。

・内与力 町奉行の家臣が就く、いわば秘書

・年番方 与力の筆頭

・外役 「廻り」と呼ばれた事件の捜査員で外勤

・内役 奉行所にいる内勤で、取り調べと起訴を担う「吟味方」、判例を調べる「例繰方」に分かれる

捜査は警察、起訴は検察、裁判は裁判所と分担されている今の時代と違い、江戸時代はそのすべてが与力の役目だったとわかる。

この他にも養生所（貧困層を対象に設置した無料の医療・救済施設）見廻り、牢屋敷（拘置所・刑

務所) 見廻りなどの与力がいて、それぞれの下に同心といわれる下級役人が、南・北奉行所に約百人ずつ付属していた。

時代劇『必殺仕事人』の中村主水は同心だ。彼を例にあげればわかりやすいが、同心は貧乏御家人である。家禄は三〇俵二人扶持で、現在の価値に換算すると約三百三十万円といったところだろう。ただし、各方面からの付け届けなどで、実質収入はもつとあつたといわれている。

与力と同心の組屋敷は八丁堀にあり、これが「八丁堀の旦那」と呼ばれた所以である。

問題は、人口百万人にも達したといわれる江戸の治安を与力と同心だけで維持するのは、困難を極めただろうという点。そこで奉行所が十手を貸与した小者(身分の低い使用人)が、同心の私的な手下として活躍した。これが『銭形平次』らの岡っ引きである。

取り調べに拷問が日常化していたとはいえない

当時の捜査と裁判の手続きについても解説しよう。

江戸で変死体が発見されたとする。外役与力と同心が死体を検分すると同時に、第一発見者を尋問。次いで戸籍と住民票にあたる「人別帳」をもとに死体の身元を特定し、他殺

と断定された場合は「あいつが怪しい」と下手人の目星をつけ、証拠を集めて引つ立てる（連行する）。

現代では犯罪の疑いをかけられると「被疑者」、裁判においては「被告」、刑が確定してからは「受刑者」と段階を踏むのに対し、引つ立てられた者はすべて「罪人」と呼ばれた。つまり、捕らえた以上はどう犯行を認めさせるか、どんな刑罰を科すかが焦点だったわけだ。

そのためには自白が必要なため、容赦ない拷問ごうもんが横行していたと考える方も多いだろう。実際、時代劇では拷問シーンが少なくない。

しかし、前述の法典「公事方御定書」には、拷問は「人殺」「火付ひつけ」「盗賊」「関所破りせきしよやぶ」「謀書謀判ぼうしよぼうはん（書類偽造）」「審理中に別の犯罪が発覚した場合（再犯）」で、かつ「確かな証拠があるにもかかわらず自白しない場合」に行なうと定められていた。すなわち、むやみに実行していたわけではない。

科学的な根拠は乏しいものの、当時なりに証拠を固めてから逮捕し、かつ証拠はあるのだから自白しろ、さもないと拷問すると伝えれば、大半の者は素直に罪を認めたと考えられる。上記の事件以外で拷問する場合は、最高司法機関である評定所で協議すると、決ま

つてもいた。

そして、犯行を認めない者に対しては、いよいよ拷問が始まった。拷問は二種類あり、まず罪人を牢屋敷で痛めつける「牢問ろうもん」。これは奉行所の判断で行なっても差し支えなしとの定めだった。それでもなお白状しないと、より激しい「拷問」を加えるというように、段階を経ていた。

現代ではどれも許されることではないが、拷問が容易ならざる行為という認識は江戸時代にもあり、人権がゼロだったとはいえないのである。

以上が奉行所および町奉行。そしてその配下の与力・同心たちの待遇・仕事内容に関する概要である。

「町触」を発する大衆に最も身近な役人

町奉行の役割にはこの他にも「町触まちぶれ」がある。これは幕府が町方（町人居住区）に対して発する法令や行政措置などを通達すること。例えば老中の水野忠邦が天保の改革（一八四一〜一八四三）で主導した奢侈しゃし（贅沢）禁止令や芝居小屋などの娯楽の制限は、町奉行所から出された町触によって町民に伝えられた。

町奉行が作成した文面が町年寄を経て名主↓町人に伝達されることもあったし、通りの四ツ辻（交差点）に建っていた町内警備の拠点・自身番屋じしんばんやや、高札場こうさつば（揭示板）で周知されることもあった。

こうして見ると、町奉行は江戸の町政のあらゆる場面に関わる、町人たちにとって最も身近な役人だったといえる。ゆえに町人たちはときに「お奉行様」と親しみを込めて呼んだ。大岡越前や遠山の金さんは、その親しみが歌舞伎の演目となったことによって増幅された、江戸を代表するヒーローだったのである。

ただし、大岡越前や金さんは、あくまで脚色されている。実際の素顔が正確に伝わっているとは、いい難い。また役人である以上、歴代の奉行には評判の良くない者もいた。

次章から、その具体例を見ていこう。

次世代による次世代のための

武器としての教養 星海社新書

星海社新書は、困難な時代にあっても前向きに自分の人生を切り開いていこうとする次世代の人間に向けて、ここに創刊いたします。本の力を思いきり信じて、みなさんと一緒に新しい時代の新しい価値観を創っていききたい。若い力で、世界を変えていききたいのです。

本には、その力があります。読者であるあなたが、そこから何かを読み取り、それを自らの血肉にすることができれば、一冊の本の存在によって、あなたの人生は一瞬にして変わってしまうでしょう。思考が変われば行動が変わり、行動が変われば生き方が変わります。著者をはじめ、本作りに関わる多くの人の想いがそのまま形となった、文化的遺伝子としての本には、大げさではなく、それだけの力が宿っていると思うのです。

沈下していく地盤の上で、他のみんなと一緒に身動きが取れないまま、大きな穴へと落ちていくのか？ それとも、重力に逆らって立ち上がり、前を向いて最前線で戦っていくことを選ぶのか？

星海社新書の目的は、戦うことを選んだ次世代の仲間たちに「武器としての教養」をくばることです。知的好奇心を満たすだけでなく、自らの力で未来を切り開いていくための「武器」としても使える知のかたちを、シリーズとしてまとめていききたいと思います。

2011年9月

星海社新書初代編集長 柿内芳文



SEIKAISHA
SHINSHO